「なみの高原納涼まつり」出店申込書

令和5年　　月　　日

なみの高原納涼まつり実行委員会
実行委員長　吉岡　竜馬　様

申請者
住所　阿蘇市
氏名　　㊞
電話番号　（　　）　－

なみの高原納涼まつりに出店したいので、下記のとおり申請します。

記

出店場所	出店会場において実行委員会が指定する場所
出店期間	令和５年８月15日（火）
出店時間	実行委員会が指定する時間（16:00～21:00）
商品名 （価格）	
使用電力	ワット
出　店 ブース数	ブース
現　場 責任者	住所 氏名　　TEL ※緊急連絡のため　　携帯
搬入・搬出 許可証必要数	枚（1ブースにつき、最大2枚まで）
備　考	従業員がいる場合には、名簿を添付すること。

出店できる者の条件

阿蘇市商工会会員であること。

出店要項及び遵守事項

1　販売ブースは１ブースを２間×3 間テントの半分とし、出店者は下記のとおり出店協賛金を負担するものとする。また、会員１名につき最大で２ブースまでとする。**なお、申込状況により申請ブース数の確保ができない場合があります。**

出店協賛金	１ブース（2 間×3 間テントの半分）に対し金 4,000 円

2　出店申込者が定員以上になった場合は抽選を行い、出店者を決定する。出店する場所も抽選により決定する。

3　販売に係る一切の行為は、実行委員会が指定した区域のみで行い、その外に荷物や出品物の陳列、休憩所等を設置してはならない。

4　特定商品営業許可等必要となる許認可については、必ず出店者が事前にその手続きを行うこと。（食品衛生法の営業許可等）

5　名義貸し等による出店行為は行わないこと。

6　主催者側はテント・電力・ブース（スペース）の提供を行うが、その他営業に必要なガス・水道・コードリール等の供給は行わない。

7　火気を使用される出店者は消火器を携帯又は設置等しなければならない。

8　出店者の責に帰する事由により、また不可抗力により第三者に何らかの損害を与えた場合、出店者がその損害賠償の責を有し、主催者は一切の責任を負わない。

9　主催者は、天候その他不可抗力の原因により中止することがありますが、これによって生じた出店者その他の損害（材料、燃料、運搬、レンタル、人件、補償費等）は一切保障いたしません。なお、出店料については、出店時間前に中止となった場合のみ返金いたします。（出店時間後の中止決定の場合は、返金いたしません。）

10　車両を使った荷物の搬入は、交通規制のため午後４時 30 分までとし、搬出は午後９時 00 分以降に行うこと。出店営業時間内の車両の移動、運行は認めない。（台車等で行う。）

11　車両は、所定の場所以外の駐車及び会場周辺での路上駐車は厳禁とする。

12　出店に際し発生したゴミ等は、出店者がすべて持ち帰ること。清掃道具は各自用意し、営業終了後は、清掃活動を行い、常に良好な環境を保つこと。

13　暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団及び第６号に規定する暴力団員又はその利益となる活動を行う者でないこと。

14　その他この要項に定めのない事項は、実行委員会のスタッフの指示に従うこと。

誓　約　書

令和5年　　月　　日

なみの高原納涼まつり
実行委員長　吉岡　竜馬　　様

申請者
住　　所
氏　　名　　印
電話番号　（　　）　　－

なみの高原納涼まつりにおいて出店する際は、出店要項及び出店者の遵守事項に従い、周辺住民、購買者及び他の出店者とトラブルを起こさず、実行委員会の指示に従って営業をします。なお、出店要項に違反した場合は出店の即時中止や、来年以降の出店を制限または取り消されても異議を申し立てしません。また、暴力団等との関係を調査するため、出店責任者及び従業員等は、同誓約書等が関係機関に提供されることに同意します。